

令和4年度用高等学校教科書「高等学校 情報 I / 情 I 708」訂正のお願い

常日頃は弊社書籍をお使いいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、現在ご指導いただいております標記教科書におきまして、下記の訂正を行いました。誠に恐れ入りますが、この訂正に関しまして、生徒の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、訂正の内容は弊社ウェブサイト内(<https://www.chart.co.jp/top/teisei/>)にも掲載いたします。また、この訂正内容は、令和5年度供給の教科書では修正済みでございます。

教科用図書検定規則に基づきお知らせするとともに、ご迷惑をおかけいたしますこと、書面をもちまして、深くお詫び申し上げます。

頁	行	原文	訂正文
94	29	たとえば、 $101.11_{(2)}$ は、 $1.0111 \times 2^2_{(2)}$	たとえば、 $101.11_{(2)}$ は、 $1.0111_{(2)} \times 2^2$
94	図 12		

記述の更新等に関するお知らせ

「デジタル社会形成基本法」の施行に伴い「IT 基本法」が廃止されたことを受け、現在ご指導いただいております標記教科書におきまして、文部科学省に下記の記述の変更の申請を行い承認されましたので、令和5年度供給の教科書より次のように記述を変更いたします。教科用図書検定規則に基づきお知らせいたします。

なお、訂正の内容は弊社ウェブサイト内(<https://www.chart.co.jp/top/teisei/>)にも掲載いたします。

頁	行	内容					
21	表 1	原文	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>IT 基本法</u></td> <td><u>情報社会に対する</u>国の理念や方針を定めた法律。</td> </tr> </tbody> </table>	通称	概要	<u>IT 基本法</u>	<u>情報社会に対する</u> 国の理念や方針を定めた法律。
		通称	概要				
<u>IT 基本法</u>	<u>情報社会に対する</u> 国の理念や方針を定めた法律。						
訂正文	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通称</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>デジタル社会形成基本法</u></td> <td><u>「デジタル社会」の形成に関する</u>国の理念や方針を定めた法律。</td> </tr> </tbody> </table>	通称	概要	<u>デジタル社会形成基本法</u>	<u>「デジタル社会」の形成に関する</u> 国の理念や方針を定めた法律。		
通称	概要						
<u>デジタル社会形成基本法</u>	<u>「デジタル社会」の形成に関する</u> 国の理念や方針を定めた法律。						

頁	行	内 容	
21	4 - 16	原文	<p>世界規模で急成長しているインターネットをはじめとした情報社会において、すべての国民が安心して^{アイティー}IT(情報技術)^{きょうじゆ}を享受できるように国が理念・方針を定めた法律として、2001年に<u>高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)</u>が定められた。これとともに、情報技術の利活用を促進するための法制度と、情報社会の進展によって生じる問題を解決し、より適正な情報社会をもたらすための法制度が整備されつつあり、情報社会における法規や制度の必要性は年々増している。</p> <p>情報技術の利活用を促進するための法律には、^{じょうほうこうかいほう}情報公開法、^{でじたるてつぽう}デジタル手続法、^{でんししよめいほう}電子署名法などがある。</p> <p>問題を解決し、より適正な情報社会をもたらすための法律には、^{こじんじょうほうほごほう}個人情報保護法、^{ちよさくけんほう}著作権法、^{ふせい}不正アクセス禁止法などがある。</p> <p>さらに、政府自治体や民間企業などがもつ、多様で大量のデータの活用を推進するための法律として、2016年に^{かんみん}官民データ活用推進基本法が定められた。</p>
	訂正文	<p>世界規模で急成長しているインターネットをはじめとした情報社会において、すべての国民が安心して^{アイティー}IT(情報技術)^{きょうじゆ}を享受できるように国が理念・方針を定めた法律として、2001年に^{アイティー}IT基本法が定められた。これとともに、情報技術の利活用を促進するための法制度と、情報社会の進展によって生じる問題を解決し、より適正な情報社会をもたらすための法制度の整備が進んだ。</p> <p>情報技術の利活用を促進するための法律には、^{じょうほうこうかいほう}情報公開法、^{でじたるてつぽう}デジタル手続法、^{でんししよめいほう}電子署名法などがある。</p> <p>問題を解決し、より適正な情報社会をもたらすための法律には、^{こじんじょうほうほごほう}個人情報保護法、^{ちよさくけんほう}著作権法、^{ふせい}不正アクセス禁止法などがある。</p> <p>さらに、政府自治体や民間企業などがもつ、多様で大量のデータの活用を推進するための法律として、2016年に^{かんみん}官民データ活用推進基本法が定められた。</p> <p>2021年には、IT基本法の後継となる^{じやがいけいせい}デジタル社会形成基本法が定められ、さらに法制度の整備が進んでいる。</p>	

頁	行	原 文	訂正文
206	3 段目 下部	高度情報通信ネットワーク	(削除)
206	4 段目 上部	——社会形成基本法……………21——	(削除)
207	1 段目 下部	デジタル……………48 デジタル証明書……………139 デジタル署名……………139	デジタル……………48 <u>デジタル社会形成基本法…21</u> デジタル証明書……………139